

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和5年6月12日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第36号所管分の審査-----	2
質疑（南野直司委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員、森西正委員、松本暁彦委員）	
議案第53号の審査-----	12
質疑（南野直司委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	
議案第55号の審査-----	18
質疑（南野直司委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員、森西正委員、松本暁彦委員）	
採決-----	24
閉会の宣告-----	25

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年6月12日(月) 午前10時 2分 開会
午前11時56分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 松本暁彦 委員 藤浦雅彦
委員 南野直司 委員 森西正 委員 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 吉田量治
保健福祉部長 松方和彦 同部次長 谷内田修
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
同部副理事兼産業振興課参事 山下聰
保健福祉部副理事兼生活支援課長 木下伸記
産業振興課長 鈴木誠 市民課長 森口雅志
文化スポーツ課長 妹尾智行

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局副主査 濱野 淳

1. 審査案件

議案第36号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第53号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
議案第55号 摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前10時2分 開会)

○香川良平委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。毎日梅雨空が続いております。委員の皆様には何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当常任委員会に附託されました案件についてご審査を賜りますが、何卒慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○香川良平委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第36号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 補正予算について質問させていただきます。

10・11ページです。生活保護システム改修委託料で、5年に1回、生活保護費の見直しがあると事前に説明を聞いてお

ります。現在、物価高騰で、生活保護費が減ったら大変だと思っているのですが、その辺、景気の状態・動向も含めて、このシステム改修の中身についてお聞かせください。

それから2点目です。同じく10ページ・11ページです。

物価高騰対策割引券交付金で計上していただいておりますけども、これも物価高騰対策割引券発行事業を実施していくことを事前に聞いております。詳細部分について、聞かせてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。

木下副理事。

○木下保健福祉部副理事 生活保護システムの改修の中身についてご答弁申し上げます。

生活保護制度につきましては、年齢や世帯人数、それから障害の有無などに応じまして、生活保護基準額が国で細かく決められております。

この生活保護基準額が、国民の消費水準を基にして、5年に1度見直しが行われております。今年10月にその改定が行われる予定になっております。その対応のためにシステムの改修が必要となるものでございます。

また、国の補助金がございます。歳入につきましても、それに見合った補正をお願いするものとなっております。

生活保護基準額の改定の中身でございます。この基準につきましては、国で行われます全国家計構造調査などのデータを用いて行われます。

今回の基準改定は、令和元年に実施されました調査データ等が用いられている状態でございます。

国の報告によりますと、例えば夫婦と子ども一人の3人世帯で、生活保護世帯の基準額と一般の低所得世帯の基準額を見比べると、2%ほど生活保護基準が下回っていると報告されております。このような中身について是正をし、それから、先ほど、委員からございましたように、この間、コロナの影響ですとか物価高騰の影響等もございますので、当面2年間につきましては、世帯人員一人当たり1,000円を加算する臨時的な措置が行われることになっております。

ただし、世帯人数や年齢などによって、生活保護世帯の基準額はかなり幅がございましたので、私どもで試算した世帯別の金額をもう少し申し上げます。例えば、一番人数的にたくさんいらっしゃいます、75歳以上の単身高齢者世帯で言いますと、今回の改定による影響はプラスマイナスゼロという結果になっております。

それから、ひとり親世帯で小さい子どもがいる世帯を例にとりますと、小学生が一人おられて、幼児が二人、お母さんと合わせて4人世帯の場合ですと、月額9,830円アップする内容になっております。

さらに子育て世帯の方で、夫婦と小学生が一人、合わせて3人の世帯ですと、月額6,100円アップとなってまいります。

このような中身につきまして、10月以降に改修後のシステムを用いて算定を行い、適正な保護の実施につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、物価高騰対策割引券交付金に係る、物価高騰対策割引券発行事業についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、1,000円ごとに1枚利用できる500円分の割引券10枚、合計5,000円分を1冊としまして、各世帯の世帯主に世帯人数分の割引券を郵送にて配布するものでございます。

割引券10枚のうち、2枚は小規模店限定券とさせていただきたいと思っております。

割引券は、10月20日から利用開始できることを目標としまして、令和6年の3月末までに参加店への換金手続きを終えるスケジュールを考えますと、令和6年1月31日に利用を終了させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 まず、生活保護システム改修委託料です。副理事から詳しくご説明いただきまして、ひとり親世帯では月額約1万円アップしていくと、分かりました。減らずに良かったです。この質問は以上とさせていただきます。

物価高騰対策割引券交付金につきまして、課長からご答弁いただいたわけであり、全世帯に郵送していくとのことであり、あります。

前回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券は受け取りで、中にはトラブルもあったかと思えます。今回はポストイングで、特定記録郵便であります。戸建ての住宅に関しては、ポストがあつて間違いはないかと思えます。ここで心配なのは、オートロック付のマンションです。集合ポストへ投函になると思うんです。その場合、たまっいろいろなチラシと一緒に捨てられることがないのか、その辺心配をしています。その辺りについて、考えを聞かせください。

○香川良平委員長 お願いします。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 たまったチラシと一緒に捨てられることがないかでございます。商品券のような1冊10枚つづりの券になります。ある程度ボリュームのある内容になるかと思っておりますので、チラシのような、一般的にすぐに廃棄されるようなものではないと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 分かりました。

周知をこれからきっちりされると思います。非常に大事な部分になりますので、スケジュール、お聞かせください。

○香川良平委員長 鈴木課長、お願いします。

○鈴木産業振興課長 周知につきましては広報紙で、一応7月号から掲載させていただきたいと準備を進めておるところでございます。

前回、摂津市セッピプラチナプレミアム商品券のときは、準備が少し遅れまして8月からの広報になってしまいました。今回は、その反省を生かして、7月広報で周知させていただきたいと考えております。また、市民向けに関しましては、LINEも活用して周知に努めたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 今回は、民間委託されずに、職員でやっていくとのことですので、しっかりと周知をLINEも使いながらやるということですので。どうかよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問させていただきます。

まず、今回の割引券です。以前は、摂津市セッピプラチナプレミアム商品券を発行していただいて、非常に評判も良くて、公平性が高いと評価が高かったわけです。

そんな中で、これまで何度か第二弾の発行をお願いしたいと議会等でも要望してきたわけでございます。最終的にこの割引券にされたことにつきまして、どのような検討の基に決定をされたのか、経費の面とかも含めて総括的にご説明ください。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 今回、物価高騰対策割引券発行事業に係ります検討の経過・経緯でございます。まず、商品券事業につきまして検討いたしました際に、スケジュールが大変長くかかってしまうこと、それから経費につきましても、事務費が相当かかってしまうところで、ほかの何か効率的な方法がないかと検討いたしました。大阪府内、他市でも実施事例がございましたこの割引券発行事業が経費の面でも安く行えるとのことで、今回、この事業に決定したものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 概略、まとめて答弁いただいたと理解したいと思っております。

この割引券は、以前に発行したグルメクーポン券などが参考になったと思っております。

1回目はよく分からなくて、結構捨てられるケースがありました。2回目は大分周知されて多くの人に使っていただきました。ただ、この場合、例えば「いや、うち入ってなかったよ」と言ったら、「分かりました」と、別段用意していただけたりと、

柔軟な対応があったわけです。これはポスト
ティングやからできたと思います。

今回は、特定記録郵便で、発送した記録
が残っていきます。先ほどありましたよう
に、高齢者については、誤って捨ててしま
うこともあると思います。そういう対策は、
奇抜な封筒の色にするとかいろいろやっ
ていただきたい。それでも万が一、「いや、
なかったよ」、「来てないよ」と申出があ
ったときの対策は、グルメクーポン券の時
のように、再度お届けするのか、「いや、も
うそれはあきません」と、「それはちゃん
と記録取っているので、できません」とい
う対応になるのか、その辺のことについて
ご答弁をお願いします。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、届いてい
ないという申出に対しての対応について
のお答えをさせていただきます。

まず、今回、特定記録郵便でございます
ので、全ての郵送物につきましては追跡番
号が付番されております。どの世帯にどの
番号のものが行ったのか記録されるもの
でございます。

ですので、不正入手ですとか、盗難の防
止におきましては、番号と世帯へ配付した
割引券が突合できる形で考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 特定記録郵便は封筒に
番号を振って、どこに発送したか分かるよ
うになっています。発送した割引券にも番
号が振ってあって、不正であるかどうか分
かるようになっているのです。

例えばお店に来られたときに、これとこ
れとこれは不正の疑いあります、と登録店
に流しといて、それで来たときに通報して
もらうことになるのですか。その辺なかな

か難しいと思うのです。

そうならないためにも、不正の場合は別
として、誤って捨ててしまうことがないよ
うに最大限努力をしていただきたい。特に
高齢者については、書留でも何でもない、
ポストに入れられるだけです。その辺、最
大限配慮をしていただくとことをお願い
しておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございま
すか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問させてい
たきます。

10・11ページ、生活保護システム改
修委託料、今までにも、委員の方からの質
問の中でいろいろと説明がございました。

生活保護基準が今年10月から改定と
いうことです。コロナの影響、物価高騰の
影響で一人月額1,000円アップと言
いつつも、高齢者は、マイナスの部分がある
からプラスマイナスゼロになるとのこと
でございました。そのマイナスの部分が一
体何なのか、お聞かせください。

令和元年度のデータを基にした調査と
のことですから、コロナや物価高騰でア
ップするところも含まれたと言いつつも、今
の状況をきちっと勘案した結果ではない
ことよろしいでしょうか。

今、だんだん生活が厳しくなって、自立
支援の様々な制度も終了してしまってい
ることで、生活保護の申請が伸びてきて
いると全国的にも言われていると思います。
摂津市はどうなのかお聞きします。

割引券の問題です。今回、割引券を発行
されるとのことです。前回の摂津市セッ
ピプラチナプレミアム商品券、その経験に
基づいて、今回、割引券のお話がきてると

思います。摂津市セッピープラチナプレミアム商品券は、全世帯に対してぜひ届けたいと、委員会でも各委員からいろいろと議論もあったところでございます。

一体どれぐらいの対象者、件数、率でそれが届いたのか。また、それをどう見て、今回の割引券なのかお聞かせください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。

木下副理事。

○木下保健福祉部副理事 まず、生活保護の今回の基準の算定の方法ですが、先ほど、南野委員のときにもご説明させていただきましたように、基準の改定につきましては、国におきまして、一般低所得世帯の消費水準と比較して改定されている状況でございます。

物価の上昇率ではなくて、消費水準との均衡で見直しをしている中身でございます。その中で、高齢者世帯については、結果的に今回プラスマイナスゼロとなっていると認識しております。

また、コロナの影響等がない状態での基準ではないかとのお話でございますが、それも含め、今回につきましては、令和5年度・令和6年度の基準で定められております。令和7年度に向けましては、予算の要求段階で国でまた検討を行うことになっていると聞いております。

それと、本市における申請の状況についてでございますが、委員のお話にありましたように、国でも、この間、申請が増えていると報道されております。ここ数か月の状況を見ますと、それまでここ数年間の新規の申請件数は、月平均で12件から13件程度でございました。令和5年度に入りまして、4月が15件、5月が18件と、これまでの平均よりも多い申請件数で推

移しております。

この傾向が今後も続くのかどうか、私どもとしても推移については注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 前回の商品券事業の実績及び、今回、割引券事業に至った経緯でございます。

前回の新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業につきましては、購入申請書送付数に対します販売の総数は、比率で言いますと、71.4%ございました。

商品券事業におきましては、70%を超えているところで一定の成果はあったと考えておりますが、やはり委員がおっしゃっていただいたように、全世帯に届けたいところからすると、少し率が低かったかと考えております。

そこで、今回の物価高騰対策割引券発行事業でございますが、大阪府内でも2市が先行して昨年度以前に実施されているところを確認しております。その2市に確認しましたところ、利用率につきましては90%を超える利用の実績があることを聞いております。今回の物価高騰対策割引券発行事業におきましては90%以上のご利用をいただけると見込んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問です。

生活保護の問題です。消費水準との比較とのことでございました。それは、生活保護は憲法に定められた健康で文化的な最低限度の生活が目安となるにも関わらず、全体が下がっているから下げるんだと、安倍政権の時代にも、3年かけて1回、また次の3年かけて1回、2回の引き下げがあ

りました。最初の引き下げについて、全国で訴訟が起こされ、いのちのとりで裁判とされています。

消費水準との比較で下げたとのことです。その中には、パソコンなどいろいろな購入費が入ってその値段が下がってきたと。これは、生活保護を受ける人の実際の生活からかけ離れたものです。これを削られたらもう命が本当に削られると裁判で、大阪地裁を皮切りに、地裁ではたくさん勝訴がされていました。今回残念なことに、大阪高裁では認められないことになりました。全国の裁判はまだ今続いている、この問題は非常に大切な問題だと思っています。

その後もさらに保護費の引き下げが行われて、その基準との関係で今回の問題です。高齢者にとっては変わらない状況であるということです。裁判をされているのに、低い基準がここでまだ変わらない。これが今の政府がやっているひどいやり方だと私は思っています。令和7年には新たな基準と言われています。まさに今、物価高騰で生活保護の方、非常に苦しんでおられます。その基準が低いことは、本当にしんどい方も生活保護を受けられないことにもなってくる。生活保護を受けるための基準でもあるわけです。

ここはぜひともしっかりと相談があった場合寄り添っていただきながら、国に対しても、自治体として、意見を言っていたきたい。

今、高齢者世帯の申請、非常に増えていると思います。シングルマザーの方も、本当にしんどいけれども、受けられることも知らない場合もあります。そこら辺、全庁でしっかりと、生活保護制度について周知していただくこともぜひお願いします。生

活保護の問題、これで終わります。

次、割引券です。購入率71.4%で、商品券事業としてはまあまあだけれども、全世帯に行き渡らせることではそうならなかったということです。そのことを踏まえていただいたと思っているんですが、前回の新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業のときも、これしかありませんでした。物価高騰に対して、ほかにいろいろな施策がある中の商品券事業ではなく、もう摂津市としてはこれ一本みたいな形でやっておられた。だからこそ全世帯にということだったわけですが、やっぱり全世帯には行かなかった。それは私たちとしてはやる前からいろいろ予想がされた。委員会でも、施設に入っている人はどうなるのか。そういう問題も出てきたと思います。割引券にしても使えない人たちがいるのではないかと、もう今から分かっている話です。この割引券を使えない方々は、電気代・ガス代・水道代、いろいろなもので非常に生活が圧迫されている。施設のお金がまた増えるかもしれないとかいろいろなことがあるわけです。そういうことについて、何か摂津市としてやっていくことが必要と思っているわけです。これは産業振興の部分だけではなくて、副市長もいらっしゃるので、お考えいただきたい。

先ほど、世帯の全員分を世帯主にとお話がありました。様々な問題があると思います。世帯は一つにしているけれども、DVで今逃げているなど、こういう場合は、どのような対応をされるのかお伺いします。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 DV等で別の場所に住んでらっしゃる方への対応についてでございます。

前回の新型コロナウイルス感染症対策

商品券発行事業のときも対応させていただきました。DV虐待等の理由で、住民基本台帳を移せない等の事情のある方に関しましては、個別に内容を聞き取らせていただいて、支援の必要性が認められましたら対象とさせていただくように考えております。丁寧に聞き取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 そういうことを含めた周知を徹底していただく。子育て支援課とかいろんなところと連携もしていただいて、そういうことをできますとお伝えいただくことが大事かと思えます。庁内の連携もしっかり行っていただきたいと思います。

また、今、割引券を受け取る側の話をずっとしてきたんですけれども、この割引券を使っていた店舗については、どのような募集をかけるのか、教えてください。

前回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券でどういうところの利用が多かったのかも教えてください。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 割引券が使用できる店舗の募集方法でございますけれども、まず、広報せつつに掲載させていただくとともに、ホームページでも募集させていただきたいと考えております。

また、前年度実施しました新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業、新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援グルメクーポン事業、スクラッチカード発行事業、これらに協力いただいた店舗につきましては、個別で案内を送らせていただいて、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

前回使用の多かった店舗ですけれども、スーパー等の日用品の購入が多くござい

ました。大規模店舗の中で、78%程度がスーパーでのご利用でして、その他の小売り事業が22%ございました。こちら大規模店舗の内訳でございます。ほぼこれらで99.8%でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

今、大規模店舗で78%程度とお話ございました。スーパーが大きかったとのこと。

先ほども言いましたが、割引券にされる理由は、経済効果を狙ってだと思うのです。実際に今、生活が大変な中で商品券とか割引券とかもらったら、新たな消費を拡大するかというと、そうではなくて、やはり日常生活のものに使う。現金で使わない分をそれで使うということです。今のお話を聞いていても、割引券にするだけの値打ちとか、現金給付をやっても変わらないと思うのです。そういうところを、考えていただいて、割引券にすれば消費が拡大するとか、そういう問題では今はないのではないかと思います。ぜひ、割引券一本みたいな形ではなくて、様々な支援を市として考えていただきたいと思います。

あと、DV問題もぜひ検討していただきたいと思います。いろんなことも勘案しながら、今回の事業をやりながら、ぜひ、もう1回、これから先もいろいろやっていただくとと思うので、検討していただきたいと思います。やっぱり中小企業の支援が非常に重要だと思います。この割引券の分だけではなくて、家賃補助、光熱費補助であるとか、ぜひ物価高騰の対策として今後考えていただきたいと思います。要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございま

すか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、質問させていただきます。

商工総務費です。会計年度任用職員の報酬があつて、その金額が、商工費国庫支出金が108万7000円、充てられていると思います。これがマイナポイントの事業費の補助金とのことです。マイナポイントで考えますと、昨年度末までが忙しくて、今年度になって、当初で予算を組まれて、今回は補正を組まれている。なぜ、この補正を組まなければならないのか、ご説明ください。

それと、先ほどからずっと議論があります。割引券の件です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、この国庫支出金に充てられていると思います。トータルの事業費から、この金額は何分の何か、例えば使用できるのが特定されているのか、一般財源はその他一般財源になっています。その一般財源がこの残りの部分になるのか、その点を教えてください。

それと、先ほど、前回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券で小規模と共通とあります。小規模は、小規模店舗で利用でき、共通は両方で利用できる。共通商品券が、小規模店舗で利用されている割合が、どのような比率になっているのか、その点参考に教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、まず商工総務費に係ります会計年度任用職員の補正予算についてのご質問でございます。

マイナポイントの申請支援の事業につきましては、当初予算策定時にはまだ未確

定でございました。ですので、職員2名を6か月間任用できる予算を計上しておりました。その後、令和5年の3月31日に、令和5年9月まで延長されることが決まりました。そのため、延長された期間についても継続して申請支援をしていくため、会計年度任用職員に係る人件費を要求するものでございます。

なお、委員がおっしゃっていただきました、国の補助金でございます。令和5年10月までの人件費が認められるので、令和5年10月までの人件費について今回要求させていただいているものでございます。

続きまして、2点目の物価高騰対策割引券発行事業に係ります交付金の金額でございますが、この交付金につきましては、交付される金額が決まっているところで、その全額を今回この割引券交付金の部分に充てております。残りについては一般財源から支出をしているところでございます。

続きまして3点目、共通利用券が小規模店舗でどの程度使われたかでございますが、前回の割合で言いますと、全店共通券80%、小規模券20%という形で販売させていただいております。10枚のうち、8枚が全店共通券、2枚が小規模店、8割と2割という考え方でございます。

実際、利用された店舗別で見ますと、大規模店もしくは市外の店舗で利用されたのが70%弱、小規模店舗で利用されたのが残りの30%強でございます。共通利用券が1割程度は小規模店で使われたと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 ただいまの質問の中で新

型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金、総務建設常任委員会の所管ですが、今回、割引券等に使用されていますので、私から答弁させていただきたいと思っております。

国から、自治体に対しまして2020年度から2022年度まで、この3年間、いわゆる従来はコロナの対策で新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金が交付されております。

物価高騰もありまして、コロナ対策プラス物価高騰にも、この新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を使用することができることになりました。

この3年間で全国地方自治体に対しまして18.3兆円が交付されることになりました。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を使って、コロナ対策同様、物価対策においても原則としては制限がございません。物価対策として効果的な対策であり、地域の実情に合わせた必要な事業であればいいことになっております。個々自治体が、この交付金の使用について創意工夫を凝らしながら使用することになります。

今回、補正予算を見ていただきますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金に対しまして、大体1.5倍の一般財源を投入しております。主に財政調整基金でございます。

臨時交付金は臨時的な一般財源でございます。恒久的な給付や、あるいは経常的な経費の増につながるような用途になりますと、今後、施策を継続していくことが難しいので、今回、この割引券等に充当させていただきました。

物価高騰は市民全般に及ぶことでござ

います。特定の階層に偏ることなく、市民全体、全所帯を対象を広げた今回の施策でございます。

一定持ち直してきているとは思いますが、やはり事業者、小売業者等々につきましてはまだまだ十分な売上が元に戻っていないことも聞いております。市内事業者にも恩恵が行き渡るように、今回企図したところでございます。

いずれにいたしましても、市単独ではやはりこれの対策を補うことはなかなか難しくなっております。やはり国の臨時交付金をいただきながら、それに財政調整基金等々を上積みして、効果的な事業を実施していきたいところでございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 まず商工費の国庫補助金の件、会計年度任用職員の報酬の件もご説明いただいて分かりました。

割引券の件です。今までコロナの件で様々な事業を行われ、市民から様々な声があつて、改善してほしいとか、良かったという声も多く出ていると思います。それらを反映しながら、より良い、割引券発行になるように、よろしく願います。

先ほど、全店共通と小規模店舗の割合を、8割・2割の券発行で、7割・3割使用とのことでした。例えば使用されたのが7割・3割ですから、発行自体を7割・3割にする考えは検討していないのか。お聞かせください。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 共通利用券と小規模店舗限定利用券の割合でございます。割合につきましても、前回の新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業で初めて実施しましたので、まだ十分に実績が上がっているわけではございません。

当然、小規模限定券の割合を高めることによって市内の小規模店舗の支援ができるところで、産業振興課としては望ましいと考えておるんですけれども、利用の利便性を考えますと、8割・2割が現実的なところかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 様々な統計とか意見とかも聴取されて、今回商品券が発行されるのであれば、ぜひとも参考にさせていただきたい。

市民の皆さんから、終わって、いい割引券だったと思っていただける、そんな声上がるように、よろしくをお願いします。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 質問させていただきます。

各委員から質問がございましたので、そういったところはもう省略させていただきます。

一つは要望です。物価高騰対策割引券発行事業で、小規模限定のチケットは、10枚の内2枚とお聞きしております。これは前回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券でも同じ基準とのことでした。

小規模店に行きますと、比較的良い評価を受けているのを私はお聞きしております。この券があったから初めてこの店に来た、そういったお客さんもあったとお聞きしております。一般の多くの人には「小規模店でしか使えないのは不便だね」という声もあるんですけれども、市内の事業者を知ってもらうとか、近くのところで使ってもらうのは、非常に意義があると思います。

どうしても、スーパーとか大規模商店で

つつい全部使ってしまうところもあるんですけども、市として単純な現金給付でないとするのであれば、やはり市内のより高い効果をぜひ考えていただくことは非常に大事かと思っております。

これは以前もお伝えしましたが、一般財源で、市民の税金も入っていることですので、いかに市内でお金を回していくか、この経済のサイクルを回すのは、非常に大事なことかと思えます。

市内の小規模店がもうかってもらえれば、それはまた税金として入ってきます。少ない金額かもしれないけども、そこはすごく大事なことだと思います。今回については、それも踏まえて検討されてとのこと、それはよしとさせていただきます。また今後についても、そんなことがあれば、そういうところはしっかりと考えてもらえればと思います。

市外も一部あるとお聞きをしております。一定の利便性も必要かとは思いますが、そこはある程度限定はしていただいて、できる限り市内で使っていただく。そういった工夫をしていただくようお願いいたします。

次は質問です。先ほどありました、今回の物価高騰対策割引券発行事業では財政調整基金から2億7,100万円という金額が入っております。ここについて財政運営の考え方を、部長、もしくは副市長にお聞きします。3月の予算審議の中で、なかなか本市の財政が非常に厳しい中で、新規事業とか様々な事業については、これは駄目、これは実施と、スクラップ・アンド・ビルドをやっておりました。そういう中で、この2億7,100万円の根拠。そもそも令和5年度の予算編成時にはこの金額がなかったと思います。これに併せて、国の

補正予算で来たと思います。この2億7,100万円の金額が果たして本当に適切なのか、どういう話し合いの中でこの額が決まったのか。そここのところを教えてください。よろしくお願ひいたします。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。奥村副市長。

○奥村副市長 私から答弁させていただきます。

2億7,100万円ありきではなしに、この事業をどういう金額でどういう対象者にしようかとまず内部で調整いたしました。その結果、全所帯に人数分だけ発送する。それ引くことの、要は臨時交付金1億7,900万円、ここに全額を投入して、残りの金額が2億7,100万円になった次第でございます。

お金ありきではなしに、制度ありきで、差し引きをした状態の中で臨時財政調整基金から繰入れをした結果でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 事業を達成するために財政調整基金を取り崩しての2億7,100万円、と理解いたしました。

今、なぜこれを取り上げたかという、毎年、予算審議の中で、非常に本市の財政が厳しい厳しいと、議会の中でも、皆さん、理事者側も答弁している中で、正直言うと、結構な金額を出されたというのが正直なところですよ。

その事業を達成するためのところでこれ自体は良しとするのですけども、2億7,100万円が実際ほかの事業でも使ったらどうなったんだろうとかいうこともあります。

そこはまさに財政課の話で、奥村副市長所管のところですよ。本当に財政運営がどうあるべきか、今後さらにインフラでも厳し

くなっていく中でそのバランスをしっかりと考えて、今後につながる財政運営をやっていたらと思ひます。これについては意見とさせていただきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

議案第53号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 議案第53号印鑑条例の一部を改正する条例制定の件です。

移動端末設備を使用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを実施するため本条例を制定するものであるとのことでございます。

テレビを見ておられますと、総務省へ個人情報も含めて、しっかりさらに取り組みでいただきたい思ひが一つと、それからスマートフォンで、コンビニ交付ができる条例制定と思ひますが、中身について詳しく教えてください。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、南野委員の1回目のご質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、委員がおっしゃるように、コンビニ交付に絡んだものでございます。

現在、マイナンバーカードをお持ちの方で電子証明書の暗証番号を登録された方はマイナンバーカードを使って、印鑑登録証明書等のコンビニ交付を行うことができます。

先月11日から、アンドロイドスマートフォンをお使いの方は、スマートフォンにマイナンバーカード機能を搭載することが可能となりました。今後、そのマイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンを使って、マイナンバーカードと同じように、コンビニ交付をできるようにすることをこの12月までに国は目指しております。

今の条例の文言では、マイナンバーカードそのものしか対応できない文言になっておりますので、今回、マイナンバーカードとスマートフォン両方ともコンビニ交付ができるように文言を修正するものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 アンドロイド端末が可能とのこと。私の認識では、日本人はかなりの方がiPhoneを利用しておりますので、iPhoneはいつ頃か情報ございましたら、教えてください。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

iPhoneにつきましては、現時点で日程が確定しているわけではございません。国は、アップル側と令和6年度中にスマートフォン搭載が可能となるように交渉を進めているとのことでございます。令和6年度と言っておりますが、令和6年度以降になる可能性もございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 いずれにいたしましても、一つ一つ丁寧に市民の方へ、周知をしていくことが大事だろうと思います。その辺の考え、流れを説明願います。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、3回目の質問にご答弁させていただきます。

市民への周知につきましては、現在、まだスマートフォンがいつからコンビニ交付可能となるのか決まっておりませんので、決まり次第、ホームページに掲載をさせていただくことと、広報紙での周知も考えております。

今後、iPhoneにも拡充していく予定でございますので、それにつきましては、新たな情報が入り次第、ホームページを更新させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 いずれにしましても、周知、これは非常に大事なことと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今回の条例は、今までもマイナンバーカードを使って様々な活用を広げていく中の一つだと思っております。今、マイナンバーカードを国民に、飴と鞭といいますか、ポイントを付与するとか、健康保険証をなくすとかで、政府が短期間に無理やり持たせることを強いてきたためにトラブルがたくさん発生している状況になっております。

全国で様々なトラブルが発生していると思っております。主なものでどういったものが

あるのか、件数、摂津市ではどういう状況なのか、健康保険証等を取り間違えとか、いろんな医療情報が間違っ入っていたとか、年金の問題とかいろいろあると思うんです。分かる範囲で結構ですので、教えてくださいますようお願い申し上げます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、増永委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

現在、我々が把握しておりますマイナバーカードに伴う不具合・不備については、大きなもので五つございます。

一つ目がコンビニ交付での誤交付。これにつきましては、富士通J a p a n製のコンビニシステムを使っている自治体で発生していると聞いております。

住民票等で14件、印鑑証明書等で11件と聞いております。私が申し上げる数値につきましては日々更新されておりますので、必ずしも現在この数字ではございません。把握している限りとなります。123自治体が富士通J a p a n製を使ってコンビニ交付をしている状況でございます。

摂津市は富士フィルムシステムサービス製のシステムを使っておりますので、こちらに関しては影響はございません。富士通J a p a nにつきましては、国の指示で一斉点検を先月から今月にかけて実施しております。

二つ目が、健康保険証によるミスも生じております。こちらにつきましては令和3年10月から令和4年11月分までで、全国で7,312件発生しております。このミスにつきましては、健康保険組合側の入力によるエラーと聞いております。

こちら、摂津市民の方がどの程度影響を受けておられるかは、我々では把握できま

せん。ただ、市民から「身に覚えのない病院からの請求書が上がってきているけど」と問い合わせを受けているのは事実でございます。その場合、健康保険組合にお問い合わせいただくようご案内させていただいております。

三つ目に金融口座とのひも付けミスがございます。これにつきましては、お子さんのカードに、本来であればお子さん自身の口座をひも付けないといけないですが、それを家族名義の口座にひも付けた事案が全国で13万件発生しております。

また、全く他人の口座にひも付けられた分が748件発生しております。

家族名義の口座にご登録されている分につきましては、多くがご家族が手続をされた際に、悪気なくご家族の口座にひも付けた事案が多いと認識をしております。

一方で、他人名義にひも付けられた事案につきましては、全国の自治体で実施している申請支援の際に発生したミスが多いと聞いております。この要因は、一人一人、手続が終わるたびにシステムのログアウトをしないといけないのですが、そのログアウトがされないまま次の方の手続をされたためとなります。

四つ目がマイナポイントの誤交付です。このマイナポイントの誤交付につきましては、全国133自治体で173件発生していると聞いております。

こちらにつきましても、同じく市役所の申請支援の中で、ログアウトをせずに、次の方の手続を続けてしまったために発生したミスであると聞いております。

この口座ひも付けミスと、マイナポイントのひも付けミスにつきましては、摂津市では必ずログアウトすることを従来から徹底しております。そのため、摂津市でこ

のような事案は発生しておりません。

最後に、五つ目、年金記録等のひも付けミス。こちらは2日ほど前に新聞等で報道されていた事案になりますが、共済組合において全国で170件、他人の記録が閲覧できる状態にあると聞いております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 大変な個人情報の流出が懸念される誤交付であったり、ひも付けが間違っていたり、誤登録が発生していると、全国的に大変な数でございました。

摂津市は健康保険は分からないけれども、ほかは今のところはないとお話です。

ただ、富士通Japanを入れているか富士フィルムシステムサービスであるかの違いは、最初から分かってやっているわけではないので、たまたまうちは違っただけの話だと思います。

本当にいろんな問題が発生してきていて、一つ一つはもちろん人的なミスであったり、システムの問題ももちろんありますけれども、大きくは、短期間で無理やりに国民に持たせる、自治体の皆さんにも非常に負担がかかった状態で進めてきた。ここに一番の原因があるのではないのかと、やはり政府の責任が一番大きいと私たちは思っています。

こういう問題がたくさん起こる中で、「マイナンバーカードを、やっぱりつくったけども、もう返すわ」という方々も全国では出てきていると聞いています。週刊ポストでは、マイナンバーカード返納運動が起きていると言われていています。

全国的に起こっているトラブルに対して不安感を持って、マイナンバーカードを1回つくったけど、返還したいと思うことについて、まず返還できる制度かどうか、

それと、摂津市ではそういうことが実態としてあるのかについてもお聞かせください。

もう一つは、マイナンバーカードそのものは返還しないけれども、口座とか健康保険証とかにひも付けをした。ところが、「もうこれについてやっぱり外したい」と、「こんなの不安や」と言われた場合に、そのひも付けを外すことは可能なのか。そういうことが実際に摂津市で申出があるのか教えてください。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの返還・返納につきましましては、制度としては可能でございます。返納届を提出いただいて返納いただく形にはなりますが、実際に今回のマイナンバーカードで起こっているいろいろな不具合を起因として返納された事例はございません。

摂津市で発生している返納につきましましては、多くが死亡に伴う返納、それから、紛失して再交付を受けたけれども、その後、紛失したカードが見つかったことに伴う返納、こちらがほとんどでございます。

続きまして、口座や健康保険証とひも付けたけれども、その後、取りやめができるかどうかというご質問でございます。まず、口座につきましましては、マイナポータルから口座の変更も取消しも可能でございます。

一方で、健康保険証につきましましては、一度ひも付けをされると、外すことができないこととなります。

今回、健康保険証のひも付けミスが生じておりますが、こういった事例があった場合は、ご本人での手続ではなくて、健康保険組合へ申し出いただくか、マイナンバ

一の総合フリーダイヤルにお問い合わせをいただくこととなります。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 返還は可能だとありました。今まで摂津市は、今のシステムそのものが不安だから返還することはなかったというお話でした。これから様々出てくる可能性もありますので、そういう方々に対してもしっかりとした対応をまずしていただきたい。

そもそもマイナンバーカードを所持するのは任意でございます。こうやって無理やりな押し進め方をした結果、いろんな問題が起きてきているわけです。その辺はぜひ丁寧に対応してください。

健康保険証とのひも付けに関しては、摂津市ではできないと、「私の情報大丈夫か」と摂津市に聞いてきても答えられないという内容です。「健康保険組合に聞いてください」とご案内するとのこと。

非常にそれは市民にとっては不親切ではないでしょうか。摂津市が悪いわけではないですが、そういう体制になっていると思います。やることはどんどんやれやれ言うてやらしておいて、不安やからどうしたらいいのっていうのは、健康保険組合で対応と言われても、それがまたスムーズにいくのかどうなのかもよくつかめていないと、市でも分からないことです。

病院でも、このマイナンバーカードを健康保険証代わりに使って、システムでしっかり認識しなくて、すぐに情報が分からない。結局、持ってきてもらった健康保険証を見て、それで診てもらえることになった事例がたくさん全国で報告されています。本当にこのマイナンバーカードのみにしてしまうのは問題があると思います。

ところが、5月31日に、マイナンバー法等の一部改正法案が強行採決されました。このマイナンバーを使う場面は、税と社会保障等、災害のときとかに限られていると、されていたものを、経済的にも使うと。大きく市場を拡大していくという、中身の改定です。健康保険証を廃止することも来年度と期限も切られている状況でございます。ひも付けをされた医療情報がほかの人の医療情報であったら、これは命と健康に関わる問題であり、特に命に関わる問題だということで、全国保険医団体連合会からも、この健康保険証廃止をやめろと声も上がっています。

本当に個人情報をきちっと守ることができない中で、法改定がされたとはいえ、実行がされていくことに関しては懸念が出ています。

読売新聞も7日付で、「見直しは今からでも遅くない」と題して、「健康保険証の廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だ」と指摘しています。「法律が成立したからといって制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だ」と、主張を行っています。

国の行っていることではありますけれども、スマートフォンを使用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについての条例を今回提案されておられます。これはやっぱり国のどんどんやれというのに乗った状態だと私は思っています。

やはり一度立ち止まって、こんなトラブルが大いに発生している中で、それを押し進めるやり方はやめるべきだと思います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 それでは、1点、質問させていただきます。

この条例改正の中で、最後に、暗証番号を入力するのを規則で定める措置をとることになっております。これについては、条例であれば議会で議決をというところですが。規則は市で決裁する、いわゆる格下げになったのかと思うんです。そうなった理由について教えてください。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、松本副委員長の1回目のご質問にお答えさせていただきます。

現行のマイナンバーカードを使ってのコンビニ交付は暗証番号を入力する必要があります。スマートフォンを使ってコンビニ交付を行う際には、機種によって異なるんですが、暗証番号を入力する代わりに、指紋等の生体認証を使ってログインすることが可能となります。

今後、対象となる機種が拡大していけば、指紋以外の生体認証、例えば顔認証や、場合によっては静脈認証といった機能を使ってログインすることも可能になってくると思われま。

また、デジタル社会の推進により、今後マイナンバーカードの運用につきましては、法改正で新たな機能が付加されることが見込まれるため、スムーズに対処できるよう、コンビニ交付の手段につきましては、その詳細を規則で定めることといたしました。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

暗証番号以外でも、生体認証等、今後さらなる様々な可能性を柔軟に対応する。

そういう意味で規則とすると理解いたしました。

もう一度確認ですけれども、セキュリティは大丈夫なのか、ご答弁お願いします。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

現在でもマイナンバーカードには、本人しか知り得ない暗証番号によってセキュリティが担保されており、コンビニ交付の際にも、マイナンバーカードをかざした上で4桁の暗証番号を入力する必要があります。

スマートフォン機能によってコンビニ交付を受ける場合には、暗証番号に加えて、機種によっては生体認証機能を使うことが可能となります。

暗証番号は、場合によっては本人以外にも知られてしまうリスクがございますが、生体認証は、本人以外に解除されることはなく、より安全性が高まると考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 分かりました。これは要望とさせていただきます。今後、セキュリティに関しては、しっかりと担保を取った、安全・安心な規則を定めていただきたいで、よろしく願いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 なきようですので、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

議案第55号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 議案第55号、青少年運動広場、体育館、テニスコート、スポーツ広場及び山田川運動広場の利用料についてです。料金を指定管理者の収入として収受させていくために、今回、条例を制定するという事です。このタイミングでこの条例を出してこられた大きな理由についてまずはお聞かせください。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 南野委員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正をお諮りすることです。現体育施設は、現指定管理者の指定管理期間が5年間でございまして、今年度が最終の5年目に当たります。

また、来年の4月以降、新たに指定管理者を指定する上で、今、選定を進めていく時期でございまして、それに当たり、今の使用料制を取っております体育施設にしましては、利用料金制を導入して、来年4月以降、運用することを検討しておりますので、この時期に条例の改正をお諮りするものでございまして。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 利用料金制で、指定管理者がお金も扱っていく。令和6年度からまた切り替えて指定管理を委託していくこのタイミングというご答弁だったと思います。

あと、体育施設だけに限らず、この際、副市長や部長もいらっしゃいますから、コミュニティプラザであったり文化ホール

であったり、市のいわゆる施設の利用料、市役所で言えば市民課の受付では各種証明書の発行の手数料です。いずれにしても、今、市役所関係は現金を扱っておりますけれども、近い将来はキャッシュレス決済が出てくると思います。バーコード決済であったり、クレジットカード払いであったりです。市民の皆さんからそういったニーズもいただいております。体育施設としてこのような利用料金制に改定されますけれども、ちょうどタイミング的に新年度から指定管理を切り替えるとのことです。この際、キャッシュレス決済もできると、自分自身認識しております。考えだけお聞かせください。

○香川良平委員長 吉田部長。

○吉田生活環境部長 今回、体育施設の指定管理者の更新に合わせてさせていただいて、今でしたら温水プールなどはもう既にそういう形でさせていただいている状況でございまして。

委員がおっしゃるように、こういう形で進めていく流れはあるのかとは思いますが、やはりその仕組みとか、取扱いの仕方、管理の仕方等、あと、運用している団体等の状況等もございまして、総合的に考えていく必要があると思っております。

まずは非常に身近に利用されている体育施設につきまして、今回ちょうどこのタイミングがありますので、まずはさせていただいた状況でございまして。

○香川良平委員長 答弁ありますか。

妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 キャッシュレス化についてのご質問でございまして。

市の施設もスポーツ施設以外にも様々な施設がございまして、予約に関しましては予約システムがございまして。これにキャ

キャッシュレス決済を付随することにつきましては、全庁的なところになってくるかと思えます。

一方で、今、温水プールなどでしたらもう既に、先ほど吉田部長の話がありましたように、利用料金制となつてございます。予約の段階ではなく、その窓口で現金でお支払いする分に関しまして、設備の導入ですとか、キャッシュレス決済のその手数料をどちらが負担するかということはございます。市民の方のご要望が多くて、また、指定管理者としてもキャッシュレス決済が事務的な効率を図れるのであれば、利用料金制につきましては、指定管理者の権限といいますか、設置の要望によって可能性もあるかと思えます。そういったところのお話がまた出てくれば、別途協議をしていきたいと思っております。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 分かりました。市民課のこともありますし、キャッシュレス決済について、副市長から、もしご答弁いただけたら。

○香川良平委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 答弁させていただきます。

キャッシュレス化は時代の趨勢とともに、今までは現金払いで決済されていたのですが、いろんな社会情勢を見ますと、キャッシュレス化は避けて通ることはできない。

唯一、これを導入する場合に考えていかなければならないのは、利用者の便宜、それから決済がスムーズに行く。これが一番の観点かと思っております。

先ほど、妹尾課長が言いましたように、ここの部署だけではなしに、そういうことを合理的に、あるいは効果的にやれる体制、これはしっかりと全庁的な取組が必要で

あろうと思っております。

以上です。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 結構です。分かりました。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回、利用料を指定管理者の収入とさせるとのことです。そもそも論になりますが、今お話があったように、その利用料を既に含めている指定管理者もあれば、外している指定管理者もあるということです。施設によっていろいろあると思いますが、今回、していなかったものを、何で指定管理に含めようとするのか、その理由は、どういう思想なのかまず教えてください。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 今回利用料金制とさせていただきたいのは、まず、利用料金制となりますと、料金収入が指定管理者の収入になることで、施設の利用促進といいますか、利用者の方がたくさん増えれば施設の利用料収入が増えるところで、いかに多くの方に施設を利用していただくか経営努力が発揮されると考えております。

こういった公共施設のサービスにおきまして、指定管理者制を導入するに当たっては、やはり民間事業者のノウハウを最大限発揮していただくのが一つのメリットかと思えます。この利用料金制によって、さらに民間事業者、指定管理者のノウハウが発揮されるものと考えております。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 全部一律になると考えるのかどうかというのはあります。ただ、確かに温水プールは教室を開いて、募集し

て利用日を増やされています。いろいろ努力のできる施設もあれば、青少年グラウンドとかは申し込みがあってできる。何かやりますよと言って、そういうことはできにくい施設もあると思います。だから一律にとはならないだろうと思います。

ある程度、そういった施設だったら、年間決まったぐらいの収入が入ってくる見込みになると思います。それ以上に何か指定管理者を受け付けるときに、そのプロポーザルの中に利用料を上げるための努力、何か自主的にやっつけていいみたいなことを含めて、指定管理を考えていくことになるのでしょうか。その辺も踏まえて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 施設につきましては、申し込みに基づく施設の貸出しがメインになってまいります。それぞれの施設ごとで、例えばサッカー教室ですとか、野球教室、これを自主事業としてやっただくことで、さらにスポーツ需要の呼び込みが考えられます。

これによって、今までなかなか施設を借りて何かスポーツをすることがなかった人たちを、施設に呼び込む、利用の促進につなげていければと考えております。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 その考え方は非常にいい考え方だと思っています。だから大いに工夫をしていただいて、民間の力を発揮していただき、利用率を上げることに寄与していただきたいです。

これは賛同したいと思います。既存でいろいろ使っている団体があります。ソフトボールとか野球とかです。そういうところもしっかり使えるように、うまく利用率を上げられるようにしていただきたい。これ

はまた指定管理者を受け付けるときの一つの判断基準として、そういう観点もしっかり持っておいってください。

それから、今回はスポーツ施設ですけども、そのほかにも、既に利用料金を含めている指定管理も多いと思います。全体的に指定管理者制度を市の活性化にしっかりと結び付けていく考え方をお持ちだと思います。これは副市長から、摂津市の指定管理の今後の考え方、市を活性化していくためのお考えを総括的にご答弁ください。

○香川良平委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 今回、条例を上げさせていただいておりますのは、それぞれの施設の利用料金制の導入でございます。

公の施設を今後どうしていくのか総括的なご答弁をさせていただきます。

公共施設のマネジメント、これは自治体にとりましても大きな課題となっております。その課題は端的に表現すれば、人口減少はやってまいります。そのときに施設が閑散とするのではなしに、人口減少があっても利用者が多くなるような、そういう魅力ある施設、これを我々は追求していかなければなりません。

公共施設といいますと、単体では黒字には絶対なりません。赤字を抱えながら施設を運営していく。これは我々、公共施設の宿命だと思っております。

その中で今、利用料金制は、民間企業に頑張ってもらって、売上が上がるようにしっかりとやっていただきたい。売上が上がることは、施設の利用者が多くなることで、これが利用料金制導入の要因でございます。

その中で我々といたしましても、先ほど言いましたように、公共施設は赤字で仕方がない。それを、黒字にはなりませんけれ

ども、できるだけ赤字にならない、赤字を少なくしていく。この赤字の分ですが、金銭的な赤字ではなしに、やはり施設の利用者が多くなりますと、維持経費そのものは、利用者一人当たりで割りますとどんどんと低下していくと。

そういうことで、我々は今後、公共施設につきましては利用者を多くと、もちろんリピーターも大事ですけれども、やはり新規に利用者が多くなるような、事業者、指定管理者の努力は促していきたいと思っております。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 温水プールに続いてスポーツ広場など様々、利用料金制にこのことございました。

先行している温水プールですが、利用料金制にすることによって、その指定管理者が様々な工夫をして集客をしてもらうこと、それを狙っての利用料金制だと、最初に導入するときには私たちも聞きました。

この間、コロナ禍の下で、指定管理者の責めではありませんが、閉めざるを得なかったとか、利用者が減ったとか、いろんなことがあったと思います。

本来だったら、先行している温水プールの状況を、「こういうふうになっている、利用料金制にしてこんなに良かったですよ」という話を私らも聞かなあかんと思っております。コロナ禍の下で、実際にどうだったのか、反対に摂津市がお金を出して、そのコロナの中でも続けてもらうように取り組んでおられたと思います。

これはこれで必要なことなので、もちろんやっていただいて良かったですけども、利用料金制にしてどうだったのか総括

ができない状況で、これを広げるのはどうということなのか。お聞かせください。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 増永委員のご質問にお答えいたします。

温水プールにつきましては、既に利用料金制の下で運用しております。確かに現指定管理者に代わりましてから、コロナ禍に見舞われまして、休館とか、時間短縮営業で、利用の増加につながらなかったところはございます。これも営業補償という形で別途補填をし、この期間、運営をしてまいりました。

では、単に減った分を補填するだけかという、そうではなくて、当初から指定管理者で利用促進を図る意味で、いわゆる水泳教室とか、水泳の利用だけではなく、施設の中の部屋の用途を変えて、キッズダンスとか、ヨガ教室、そういったものを企画して、できるだけたくさんのお客さん呼び込む計画が当初ございました。

また、指定管理者、民間事業者の販売ルート等を生かしまして、水着、食料品の販売など工夫を凝らしながら、運営をさせていただいております。トータル的にサービス向上につながっておるのかと感じております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろと工夫もしておられるとのことございました。そういうことについて聴取もしていただいて、新しい体制を広げるときには、検証をしっかりしていただくことが大事かと思っております。

先ほどの副市長のお話で、「公共施設は赤字になるのは仕方がない」とありました。

公共であることの意義が非常に大きいわけですね。今回、条例の中でも減免制度も、

今まで市長が認める時ということ、公益に資することについて減免しますというところが、今度は指定管理者がその許可をするようになってきます。

どういう人に減免するのか、公益とは何かとか、例えば障害のある方とか様々な方々にどんな対応をするのか。ここについて、いくら利用料金制になったからといって、やっぱり公共であることの意義が失われるようでは困ると思います。この点に関してはいかがでしょうか。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 施設の減免につきましてでございます。条例上は指定管理者で減免することができると思いますが、それは規則を参照していただきながら取り扱っていただくこととしております。

規則には、社会教育関係団体や福祉関係団体は、一定の割合を減額する規定がございます。これから公募をするに当たりまして、現行の市民サービスを維持しながら、条例ですとか規則を基に施設を運用していただくように求めていくものでございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 民間のいろんな力を活用することについては、それはそれで私たちも反対するものではありません。しかし、公共施設がやることの意義は、たとえ利用料金制になっても失われてはいけないと思っています。

企業であれば、やったけれどももうからなければすぐ撤退すればいいですが、様々なスポーツ施設が何のためにやっているか、市民の健康増進であるとか、様々な地域のつながりをつくるか、いろんなことを含めて行われているものであります。そ

このところはしっかりとこれからもやっていただきたい。新たな指定管理者の選定に当たっても、そこは一つのしっかりした選定基準として考えていっていただくことを要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございませぬか。

森西委員。

○森西正委員 確認させていただきます。今までは雑入として市に歳入が入っていました。今後は、利用料金が指定管理者の収入となります。そうしますと、施設を運営するに当たって、指定管理者は収入が入ってきます。その中で運営をしていくところで、今まで、市が指定管理者に出していた管理費用が、どうなっていくのか。指定管理者の収入があるから、市から出す指定管理費用は少なくなっていくのか。その点教えてください。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 使用料制につきましては、例えば一つの施設を管理するのに年間1,000万円を要しますとなったときには、指定管理料1,000万円をお支払いして、仮に300万円の使用料があったとしたら、使用料としては市に入るのが使用料制でございます。

利用料金制を導入するに当たりましては、仮にその300万円ほどの収入が見込まれるのであれば、そこは指定管理料から引いて700万円、指定管理料としてお支払いする。指定管理者は残りの300万円については利用料金制の収入でやっていることとなりますので、そこが例えば300万円以上になれば、指定管理者のメリットになります。そこで営業努力が発揮されると考えております。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 1年間を通して、その収入は分からないと思います。例えば予算の中で、指定管理者になると、そこは向こうは向こうで予算を組むわけです。1年間を通して収入が確定するわけです。

その段階で、収入が少なかったら、収入が多かったら、ということになると思います。そうすると最終的には、例えば指定管理の費用も、かかる、かからないがあったとして、収入を、例えばそこは差し引いてという考えになるのか、収入が多くなってくると、そこは指定管理の費用は少なく減額をしてとってくるのか、その点どういう考えになってくるのでしょうか。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 収入の想定につきましては、過去の状況からある程度、試算をいたしまして、利用料金制における指定管理料を定めてまいりますので、そこは一定の金額となっております。

そこで、収入が著しくあった場合は、これは協議の中で市民サービスに還元していただく考えでございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 利用料金もその上限をとっています。市民のサービスを考えると、利用料金が下がると市民にとっては安価でその利用ができるようになってくるわけです。

指定管理の採算を考えていくと、利用料金は上限額に近づければ、結局、指定管理運営に関しては良くなるわけです。ただ、市民の公共と考えると、市民からすると安価な利用料金となってくるんです。そこは、今回、条例で記載があります。

例えば施設、指定管理者によって、ここの施設は定められた上限額、ここの施設は上限ではなくて、安価にということが生じ

てくる可能性があると思います。それが例えば5年間、指定管理となったときに、次の指定管理者を決定する際に、例えばそこは、市民から見て、利用料金が安価運営されるところと、上限額いっぱいまでとするところとなったときに、そこはどう決めるのでしょうか。それはトータルでは見ますが、市民から見たら、安いところがやっぱりいいとなるわけです。その点の考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 指定管理の切替えのときに、利用料金が上限の範囲内で上がったたり下がったりを繰り返しますと、市民の混乱を招きやすいということで、そういったところの料金設定については期間中は慎重に対応をしていくべきことと思っております。

また、長期的に見て安価のほうがというところがございますが、利用料金の設定については、類似のほかの市の施設もございますので、それは全庁的な料金設定の考え方もまた検討する必要があると思います。

あくまで、この利用料金制の別表に定めている料金につきましては、上限の金額でございまして、この範囲内で指定管理者が定めることができるとなっております。これはあくまで市長の承認を経てとなっておりますので、必ず料金の設定については、市と指定管理者の間で協議の場はございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 分かりました。まず、公共というところがあります。そこは広く市民のための、市の建物です。市民のためにサービス提供、さらに、今までにないサービスを提供できて、市民の方がより良くなることをぜひともよろしく願います。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 意見だけとさせていただきます。

これについては、指定管理者に利用料金のメリットを与えることによって活性化を促すものと理解いたしました。

また、その収入等についても、もろもろ考慮してやっていくということです。ぜひ、指定管理者が本当に市内施設を使った文化スポーツ振興にしっかり寄与できるように、市としても取り組んでいただきたい。

一定の利用料金が入ったからもういいだろうではなく、さらなる向上を促していけるように、市としては対応していただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 なきようですので、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第36号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。議案第53号について、可決することに賛成

の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 森西 正